

不足額給付Ⅰ（対象例になりうる例）

（例3）

令和6年度分個人住民税の修正申告等により、個人住民税所得割が減少した場合
例）課税者・妻・子（2人）の4人世帯の場合

令和6年度 調整給付時

令和6年分推計所得税	60,000
所得税定額減税可能額	120,000
減税しきれない額（①）	60,000
令和6年度分個人住民税所得割額	40,000
個人住民税定額減税可能額	40,000
減税しきれない額（②）	0
令和6年度調整給付額（①＋②）	60,000
↓ 1万単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額（③）	60,000

令和7年度 不足額給付時

令和6年分所得税（実績）	60,000
所得税定額減税可能額	120,000
減税しきれない額（④）	60,000
令和6年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	40,000
減税しきれない額（⑤）	10,000
本来給付すべき額（④＋⑤）	70,000
↓ 1万単位で切り上げ	
本来給付すべき額（⑥）	70,000

所得税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 3万円
個人住民税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 1万円

差額⑥－③の10,000円を不足額として給付
※端数は1万円単位で切上げ